

家庭ごみの分け方・出し方

日田市公式LINEでゴミ収集日を事前に通知します！
友だち登録の上、是非、ご活用ください。



市で収集するもの				
分別	出せるもの		出す時の注意	指定袋
資源回収物	紙類 4品目に分ける	①新聞紙・チラシ ②紙パック 500ml以上 ③ダンボール ④雑誌・厚紙・その他の紙 本紙箱 包装紙 コピー用紙等	・紙類は、雨の日は次の収集日に出す ・シュレッダーにかけた紙類も出せます ・アルミ付の紙パック、プラスチックの注ぎ口、酒箱の金箔・銀箔押しものは「燃やせるごみ」 ・ラベルがはがれた一升ビン、一升ビン以外のビンは「ビン・ペットボトル」	指定袋はありません 紙類はひもで十文字にくって出してください。 ④の紙は紙袋に入れて出せます。
	一升ビン・ビールビン	古着・セーター・毛布・シャツ・カーテン等	・布類は、雨の日は次の収集日に出す ・カーテンは金具をはずす ・産布団、布団、カーベットは「粗大ごみ」 ・綿入りのもの、汚れ、破れのひどいもの、ベットの使用したものを、端切れは「燃やせるごみ」	布類・発泡スチロールは、透明または半透明のビニール袋に入れて口を結んで出してください。
	発泡スチロール	食品トレイ カップめんや納豆、その他の容器 梱包用(緩衝材)	・発泡スチロールは強風の日には次の収集日に出す ・ガムテープ、シールなどは取り除く ・PSマークがついていても透明の容器やふたは「燃やせるごみ」 ・PS以外の製品(EPE、紙等)が混ざっている場合は「燃やせるごみ」	
空き缶	スチール缶・アルミ缶 はずす ドリンク類の金属キャップ 缶詰のフタ スプレー缶(カセットボンベ等)	・缶は中身をすべて出し、軽くすすいで出す ・スプレー缶はガスをすべて出す。穴あけは不要 ・食用油の缶・せんべいやクッキーなどの大きな缶・18ℓ缶などは「缶以外のカナモノ」 ※ガスを出す際には、風通しのよい火の気のない屋外で作業すること		
缶以外のカナモノ	なべ・フライパン・ホーロー製品 小型家電製品 「空き缶」として出せない缶類	・灯油や乾電池は抜き、電気コードは短く切る ・ポットは電気ポットのみ まほうびんは「埋立ごみ」 ・傘はビニールや布の部分を取る ※家電4品目とパソコンは収集しないため出さないこと		
ビン・ペットボトル	[対象]4合ビン・5合ビン ウイスキー・調味料 栄養ドリンク・飲み薬 ワインなどの空きビン [対象]PETマークのついた飲料類・酒類 しょうゆのボトルのみ	・農業のびん、細かく割れたビンは「埋立ごみ」 ・ビンとペットボトルは同じ袋に入れて出す ・中身をすべて出し、軽くすすいで出す ・ペットボトルはキャップ、ラベルをはがす ※キャップとラベルは「燃やせるごみ」		燃やせないごみ兼用袋 【青色指定袋】
有害物	乾電池 体温計(水銀入) 蛍光灯	・「乾電池・体温計」と「蛍光灯」は別の袋に入れる ・蛍光灯は割らずに出す(割れたら「埋立ごみ」) ・LED電球、デジタル体温計(電池は取る)は「缶以外のカナモノ」 ・白熱電球は「埋立ごみ」 ・充電式・ボタン型電池は販売店へ返却すること		
埋立ごみ	茶碗・皿などの陶磁器 植木鉢(煮焼のもの) 白熱電球・コップや板ガラス 大量に土がついた草や木 鏡	・指定袋が破れそうな場合は新聞紙や布で包む ・LED電球は「缶以外のカナモノ」 ・蛍光灯は割れていなければ「蛍光灯」(有害物)		
燃やせるごみ	プラスチック製品 使い捨てライター ラップ・アルミホイル 使用済みマスク 皮革・ゴム製品 草・木の葉・木の枝 卵のから・貝がら	・直径15cm、長さ40cm以下で出す ・綿入りの服は「燃やせるごみ」 ・資源回収物で出せない発泡スチロールや布類は「燃やせるごみ」		燃やせるごみ専用袋 【半透明指定袋】
生ごみ	残飯類(食べ残し) 魚の頭や骨 野菜・果物の皮や芯・種 腐った食べもの	・よく水切りをする ・タバコの吸い殻、ラップ、バラ、薬品類が混ざらないようにする ・15cm程度(縦、横、高さ)で出す ・卵のから、貝がら、カニのから、トウモロコシの皮、たけのこの皮、栗の皮などは「燃やせるごみ」		指定袋はありません 透明または半透明のビニール袋に入れて口を結んで出してください。

市で収集しないもの			
粗大ごみ 指定袋に入らない物 引越し・片付け等で出た大量のごみ	清掃センターに各自で搬入するか、下に記載している許可業者に依頼してください。(有料) ・あやめコーポレーション ☎ 26-3300 ・中津ゆうび ☎ 27-7410 ・九州K運送日田 ☎ 22-2961 ・日田ビル管理センター ☎ 22-2525 ・新栄クリーンサービス ☎ 57-2233 ・日田ビル美装 ☎ 23-8304 ・中央ビル管理 ☎ 24-7363 ・平山産業 ☎ 24-6354	自転車 原付バイク(50ccまで) 布団・マット・ホットカーベツ 家具類 登録抹消済のもの オイル・ガソリン・バッテリーは抜き	！注意！ 指定袋に入らない物は「粗大ごみ」です。 家具類は、解体や切断が必要な場合があります。詳しくは清掃センターにお問い合わせ下さい。
事業系ごみ(一般廃棄物)	商店・食堂・工場・事務所などの事業活動によって出る事業系ごみは、法律によって自ら処理することが義務付けられています。各自で清掃センターに搬入するか、右に記載している許可業者に、処理を依頼してください。(有料)	・アウトライン ☎ 23-3564 ・新栄クリーンサービス ☎ 57-2233 ・日田ビル美装 ☎ 23-8304 ・飛鳥産業 ☎ 22-9055 ・中央ビル管理 ☎ 24-7363 ・平山産業 ☎ 24-6354 ・あやめコーポレーション ☎ 26-3300 ・中津ゆうび ☎ 27-7410 ・九州K運送日田 ☎ 22-2961 ・日建クリーン ☎ 24-4876 ・くしわかクリーンマスター ☎ 23-9246 ・日田ビル管理センター ☎ 22-2525	
処理困難物	清掃センターでは処理ができません。 購入店・販売店等にご相談ください。	タイヤ 石油類(ガソリン・オイル等) 消火器 ガスボンベ バッテリー 塗料・農薬・劇薬	
家電リサイクル対象品	清掃センターでは処理ができません。 購入店・販売店・九州K運送日田・中津ゆうび・日田ビル管理センター・平山産業のいずれかに、ご相談ください。	エアコン テレビ(液晶・プラズマを含む) 冷蔵庫 洗濯機 衣類乾燥機	
パソコン	清掃センターでは処理ができません。 詳しくは、メーカー又はパソコン3R推進協会のホームページをご覧ください。 パソコン3R推進協会 http://www.pc3r.jp ※平成15年10月以前に購入したパソコンはリサイクル料金が必要です。	PC このマークのついたパソコンは購入時にリサイクル料金を支払っています。 デスクトップ型 ノート型 CRT・液晶ディスプレイ	

犬・猫等の死体処理	家庭で飼われていた犬・猫(餌付けしている猫を含む)等の死体は、各自で、清掃センターに搬入してください。(有料) 道路上の犬猫等の死体は、国道や県道の場合は道路の管理者、市道の場合は、旧市内は環境課、旧郡部は各振興局へ連絡してください。
在宅医療廃棄物	在宅医療により出る、ガーゼ・カテーテル・チューブ類・ストマの袋などの医療廃棄物(医療ごみ)についても、家庭ごみの「燃やせるごみ」として出すことができます。 注)注射器(注射針)については、処方された医療機関に返却してください。

朝8時まで、決められたゴミステーションに出しましょう。

環境課 ☎ 22-8208 FAX 22-8241
お問い合わせは 日田市清掃センター・最終処分場 ☎ 23-0111
日田市バイオマス資源化センター ☎ 25-5811